

令和 7 年度入学予定者の皆様へ

学校法人 大垣総合学園
岐阜協立大学

高等教育の修学支援新制度に係る入学手続きについて

岐阜協立大学は、国が実施する「高等教育の修学支援新制度」の対象大学として令和元年 9 月 20 日付で認定されました。

これにより、「高等教育の修学支援新制度」の対象となる入学生の入学金および授業料の減免を予定していますが、令和 7 年度入学試験合格者の皆様は、入学金および学費等を本学が定める入学手続期間内に金融機関に振り込んでいただくことにより、入学の許可をいたします。

高等教育の修学支援新制度の対象となる入学予定者の方は、令和 7 年 4 月の本学入学後に所定の申請手続きに基づき、減免相当額を年度内に 2 回（10 月・3 月頃の予定）に分けて還付することといたします。令和 7 年度の還付時期については、決定次第お知らせします。

本学入学後に減免相当額を還付するための申請手続方法は、入学後のオリエンテーション期間中の学生課ガイダンスおよび奨学金在学採用説明会にて説明をします。入学予定者ご本人が必ずご参加いただきますようお願い申し上げます。（オリエンテーション等の日程は入学式当日に配布します）

■本件に関する問い合わせ先

岐阜協立大学 学生課（北方キャンパス内）

〒503-8550 岐阜県大垣市北方町 5-50

TEL : 0584-77-3518（学生課直通）

以 上